

岡山県時短要請協力金(第4期)

要請期間 令和3年6月21日(月)から令和3年6月30日(水)

支給要件

※全てを満たすこと

- 1 食品衛生法の一部を改正する法律による改正前の食品衛生法第52条(改正後には第55条)に基づく飲食店又は喫茶店の営業を行う店舗(テイクアウト、宅配を除く、カラオケボックスを含む)(令和3年6月20日(日)以前から営業していること)
- 2 元々の営業時間が5時~21時を超えている飲食店等が営業時間を5時~21時までで短縮し、かつ、酒類の提供を11時~20時までとすること ※前回の時短要請と内容が異なりますのでご注意ください
- 3 要請期間中の全ての日において、営業時間短縮の要請に全面的に協力すること (※6月21日(月)から開始すること)
- 4 飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合は、当該設備の利用を自粛すること
- 5 業種別ガイドライン等を遵守し、感染防止対策を徹底していること
- 6 岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号)に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと

支給額等

<中小企業等(売上高方式)>

前年度又は前々年度の1日あたりの売上高	1日あたりの支給額
8万3,333円以下 (年間:3,042万円以下)	2万5,000円
8万3,333円超~25万円未満 (年間:3,042万円超~9,125万円未満)	前年度又は前々年度の1日あたりの売上高の3割
25万円以上 (年間:9,125万円以上)	7万5,000円(上限額)

<大企業(売上高減少額方式)>

1日あたりの支給額：
前年度又は前々年度からの1日あたりの売上高減少額×4割

※上限額:20万円又は前年度もしくは前々年度の1日あたりの売上高×3割の低い額

※中小企業等も大企業の方式を選択可

1店舗あたり

受付開始：令和3年7月上旬予定

申請方法については、郵送及び電子申請により行います。
詳細が決定し次第、県ホームページに掲載します。



申請方法

岡山県時短要請協力金HP

岡山県時短要請協力金



時短要請に伴う協力金の申請をされる方は、

- 店頭、「時短営業のお知らせ」(様式は県HPに掲載)を掲示し、協力いただいた内容が確認できる『写真を保存』しておいてください。
- 第1~3期の時短要請協力金とは別に申請が必要です。
- 添付書類として、前年度又は前々年度の確定申告書等、売上高の確認に係る提出書類が必要になる場合があります。

※必要書類は、確定次第改めて公表します。

相談窓口

岡山県 時短要請協力金 コールセンター

TEL 086-201-2199 受付時間 9:00~18:00

(土日・祝日は休み ※6月19日(土)及び20日(日)は受付)



● 飲食店等への要請(岡山市全域)

期間	令和3年6月21日(月)から6月30日(水)まで
対象施設	【飲食店等】 飲食店又は喫茶店等(テイクアウト、宅配を除く) 【遊興施設】 接待を伴う飲食店等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 【結婚式場】 結婚式場
実施内容 要請内容	<p><u>(特措法第24条第9項に基づくもの)</u></p> <p>○営業時間の短縮(通常21時を超え営業している店舗は営業時間を5時～21時まで に短縮、酒類の提供は11時～20時まで)</p> <p>○飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用自粛</p> <p>○マスク快食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止(退場を含む)</p> <p>○アクリル板、パーティションの設置や座席の間隔の確保など飛沫防止に効果のある措置</p> <p>○手指の消毒設備の設置、従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、事業所の消毒、施設の換気などを徹底</p> <p>○業種別ガイドラインの遵守を徹底</p> <p>○「もしサポ岡山」の活用 [働きかけ]</p> <p>○新型コロナウイルス感染防止対策徹底宣言店チェックシート活用の働きかけ (https://www.pref.okayama.jp/page/722598.html)</p>

岡山県時短要請協力金(第4期)対象フロー図

